公募に関するQ&A
再生可能エネルギー技術の多様化に関する動向調査

No.	問	答	備考
1	継続的・体系的に支援されている技術領域への該当性は、技術分野全体で判断する想定か、それとも個別の方式や用途ごとに判断する想定か。また、過去に研究開発支援や実証の対象となった技術であっても、現在は継続的・体系的な支援が行われていない場合、本調査の対象となり得るか。	継続的・体系的に支援されている技術領域については、個別の方式や用途ではなく、技術分野全体を対象として想定しています。 また、過去に支援や実証の実績がある技術についても、現在の技術動向や社会環境の変化を踏まえ、改めて評価する意義がある場合には調査対象となり得ます。	
2	調査対象とする「１技術」は、どの単位（原理、方式、用途等）で整理する想定か。 また、抽出件数や詳細調査の深さに目安はあるか。	調査対象とする「技術」の単位について、あらかじめ厳密な定義を設けているものではありませんが、基本的には個別製品や企業ではなく、技術原理や技術コンセプトを単位として整理することを想定しています。 また、抽出件数や調査の深さについても一律の目安は設けておらず、提案者の知見を踏まえ、本調査の事業期間や予算規模に応じて整理することを想定しています。	
3	蓄エネルギー・燃料利用として想定する技術範囲や技術例は何か。 また、既存の調査・支援事業の対象領域との役割分担はどのように考えればよいか。	蓄エネルギーについては、蓄電池や蓄熱に加え、長期エネルギー貯蔵（LDES）等、再生可能エネルギーの導入拡大に資する幅広い技術を想定しています。 また、燃料利用についても、バイオメタノール等のバイオマス由来燃料（バイオ燃料）を含め、幅広い技術を対象として整理いただくことを想定しています。 なお、上記の技術例はあくまで例示であり、これらの技術を必ず調査対象とすることを求めるものではありません。	
4	研究開発・実証後に普及に至らなかった技術について、当時の停滞要因と現在の事業環境や技術・社会条件の変化を踏まえた再評価まで求められるか。 また、開発中断や事業撤退に至った事例についても、調査対象に含める想定か。	研究開発・実証後に普及しなかった技術については、当時の停滞要因と現在の事業環境や技術・社会条件の変化等を踏まえ、その将来性を再評価することを期待しています。 ただし、調査の過程で将来的な導入可能性やポテンシャルが極めて限定的であると判断されるものについては、必ずしも詳細な再評価を行う必要はありません。 また、開発中断や事業撤退に至った事例についても、将来的な導入可能性やポテンシャルが見込まれるものについては調査対象に含めることを想定しています。その際は、過去に開発が中断又は終了した要因と現在の条件変化を踏まえて整理することを期待しています。	
5	「抽出技術の詳細調査」における「導入可能性」と「発展可能性」は、それぞれどのような観点を想定しているか。 また、発展可能性には、発電用途以外への展開可能性も含まれるか。	「導入可能性」については将来的な導入・社会実装の可能性、「発展可能性」については技術としての将来的な発展の余地を想定しています。 なお、発展可能性は発電事業以外での活用可能性のみを指すものではなく、技術進展や性能向上、適用範囲の拡大等を含めて総合的に整理することを想定しています。	

6	「抽出技術の詳細調査」におけるヒアリングについて、仕様書では2～3者程度とされているが、調査の進捗や必要性に応じて実施件数を増やすことは可能か。 また、ヒアリング先や実施時期について、あらかじめ想定や希望はあるか。	2～3者程度という記載は、事業期間や予算規模を踏まえた想定数です。必要に応じて実施数を増やすことは可能です。 実施内容については、NEDOと協議の上で進める予定です。 なお、現時点ではヒアリング先や実施時期について特段の希望や想定はありません。	
7	熱エネルギー分野の技術開発をしているが、本技術は複合技術である。 複合技術の申請はあるか。	複数の技術を組み合わせた複合技術についても、調査対象となり得ます。 なお、本事業は調査事業であり、研究開発支援を行うものではないため、本調査において申請手続が必要となることはありません。	
8	特許・投資動向については、主要な動向の整理を想定しているか。それとも、一定の検索条件や集計期間を設定した上での時系列分析や定量的な集計まで求められるか。	特許出願件数や論文数、投資額等を活用し、主要な動向や経時的なトレンドを整理することを期待します。 なお、検索条件や集計方法を含む具体的な調査手法や分析の深さについて、一律に定めるものではありません。提案者の知見を踏まえ、本調査の実施期間や予算規模に応じて実施してください。	
9	技術間の比較・評価において、特に重視する観点は何か。 また、用途や適用条件ごとの評価に加え、電力・熱・燃料・蓄エネルギーを横断した優先順位付けまで求められるか。	特定の評価項目をあらかじめ重視しているものではなく、評価の観点も含めて提案を期待しています。 また、電力利用、熱利用、燃料利用および蓄エネルギーを横断した一律の優先順位付けについては、共通の評価軸で整理することが困難であるため、必須とはしていません。	
10	導入可能性の評価において、国内と海外のどちらを重視する想定か。 また、導入量の推計や地域・用途別の成立条件の分析について、求める水準や評価対象時点の想定はあるか。	導入可能性の評価については、主として国内における活用可能性を想定しています。 一方で、技術の探索・抽出の段階においては、国内外を問わず幅広く調査することを期待しています。 なお、導入量推計や成立条件の分析に求める具体的な水準については、公募段階であらかじめ定めるものではありません。事業期間や予算規模も踏まえ、効果的かつ妥当な評価手法を提案することを期待しています。	
11	調査成果の主な活用目的と、研究開発課題をどの程度具体化することを想定しているか。 例えば、重点技術の選定や、目標性能、実証で確認すべき事項の整理まで求められるか。	本調査結果の活用目的は、個別の制度設計や公募等を直接想定するものではなく、NEDOにおける今後の技術動向の把握や研究開発案件の検討に向けた基礎資料を作成することです。 なお、ご質問に示された内容は必須事項ではありません。提案者の知見を踏まえ、本調査の事業期間や予算規模に応じて整理することを想定しています。	

12	中間報告書提出時の到達点について。2026年度の中間報告では、対象技術や評価手法の整理に加え、比較評価や重点候補の抽出まで求められるか。 また、2026年度中に整理すべき事項と、2027年度に深掘りする事項について想定はあるか。	進捗について、厳密な目安を定めているものではありません。目安としては、2026年度中に仕様書「3. 内容」の（1）再生可能エネルギー技術の探索・抽出を完了し、（2）抽出技術の詳細調査について一定程度まで実施することを想定しています。2027年度は、その後の調査を継続し、取りまとめを進めることを想定しています。	
13	約款第17条第4項の「詳細な説明資料」として、計算に使ったプログラムのソースコードの提出を求められることはあるか。	通常、プログラムのソースコードを提出は必要ありません。ただし、データの整理等において整理・分析を行った考え方については求める場合があります。	＜参考＞調査委託契約標準契約書 第４章 成果の取扱 （調査報告書等の提出） 第１７条 ４ 甲(NEDO)は、調査報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料等の提出を乙(受託者)に求めることができるものとする。
14	文献調査の補助として生成AI（大規模言語モデル）を利用することに制限はあるか。 また、情報管理体制等の確認票との関係で留意すべき事項はあるか。	生成AIの利用を一律に禁止することはございませんが、NEDOの委託業務を通じて取得又は知り得た情報については契約書・約款に沿った取り扱いが必要となります。また、出力した内容の真偽や著作権等についても委託者が責任を持って確認をお願いいたします。	
15	生成AIサービスにおいて入力データがAIモデルの学習に利用されない設定となっている場合、その設定をもって利用可能と考えてよいか。 また、利用に当たってローカルLLMの使用を求めることはあるか。	個別のサービスごとの利用可否について一概に回答することは困難ですが、入力データが学習に利用されない設定となっていることは重要な要素の一つです。 一方で、その点のみをもって判断するものではなく、データの保存、第三者提供の有無、アクセス管理等も含めて確認し、本委託事業における契約書、約款及び情報管理体制との適合性を確保する必要があります。 その上で、各社の情報管理規程及び本事業の情報管理体制に従って利用することを想定しています。	
16	受託者が委託業務開始前から保有するプログラムや解析ツールを調査に利用する場合、それらは約款第18条に規定する成果には含まれず、引き続き受託者に帰属するとの理解でよいか。 また、その取扱いについて提案書や契約書等に明記することは可能か。	委託業務の実施により得た成果がNEDOに帰属されることから、委託業務開始前から保有しているプログラムや解析ツールは成果には含まれません。 事前の情報として提案書に記載いただくことは可能です。	＜参考＞調査委託契約標準契約書 第４章 成果の取扱 （調査報告書等の提出） 第１８条 乙(受託者)が委託業務の実施により得た成果は、すべて甲（NEDO）に帰属するものとする。
17	有償の最適化ツールを用いた解析を行う場合、そのツールライセンス料を経費として申請することは可能でしょうか？また、その場合、どのような項目で申請するべきでしょうか？	本委託業務に直接必要であること、及び本委託業務に係る費用を合理的に特定できることを前提にその他経費として計上することは可能です。具体的な計上にあたっては事務処理マニュアル等をご確認ください。	